

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 取組方針策定の目的

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額になっているのではないかと指摘や批判が多くなされているところです。そのため、技能労務職員の給与等について総合的な点検をし、適正な給与制度の運用が必要であると考え、この取組方針を策定し、公表するものです。

## 2 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
田原市	51.0歳	67人	269,500円	282,882円	273,555円	—	—	—	—
内清掃職員	53.9歳	11人	277,500円	314,200円	292,500円	廃棄物処理作業員	43.3歳	299,800円	1.05
内学校給食員	48.8歳	23人	253,400円	258,557円	255,357円	調理士	41.0歳	281,400円	0.92
内用務員	53.6歳	10人	276,100円	284,330円	277,700円	用務員	53.9歳	227,200円	1.25
その他	50.6歳	23人	278,965円	305,704円	281,961円	—	—	—	—
愛知県	50.5歳	639人	350,491円	419,986円	404,392円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	48.3歳	67人	292,657円	317,883円	305,183円	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※民間データは、賃金構造改革基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～18年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

本市の技能労務職員の給与の状況を見てみると、国、県をはじめ類似団体と比較して、平均年齢は高いにもかかわらず、平均給料月額及び平均給与月額とも低い水準となっています。

また、民間の類似職種と比較してみると、平均年齢の違いはありますが、清掃職員と用務員については、民間より高い給与水準となっていますが、学校給食員については、民間の調理士と比較して低い水準となっています。

(2) 年齢別職員数（平成19年4月1日現在）

区分	年 齢 区 分												計
	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	
田原市	0	0	0	0	0	1	9	13	9	18	17	0	67
内清掃職員	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	6	0	11
内学校給食員	0	0	0	0	0	0	6	6	2	7	2	0	23
内用務員	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	3	0	10
内その他	0	0	0	0	0	1	2	5	5	4	6	0	23

(3) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準等）

ア 給料表

- ・労務職給料表を適用（国の行政職給料表（二）のうち3級までを使用）

イ 手当

- ・扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当

ウ 昇給基準

- ・毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給昇給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給させています。成績不良者については昇給号数の抑制を行っています。

### 3 基本的な考え方

障害者の雇用の促進に関する法律による法定雇用率充足のための採用を除き、退職者不補充を原則とし、新たに技能労務職員の採用は行いません。退職者不補充の対応業務については、業務の効率化や民間委託及び指定管理制度の導入を推進するとともに、臨時職員・嘱託職員で対応します。

### 4 具体的な取組内容

平成17年10月1日、調整手当を廃止し、通勤手当の見直しを行いました。また、平成18年4月から地域手当は支給していません。

退職者不補充による技能労務職員の削減に伴い、平成17年度から自動車運転業務の民間委託を導入しました。

### 5 その他

給与については、国家公務員の行政職給料表（二）に準拠していることから、今後も、国や県、民間賃金の動向を勘案し、基本的には国家公務員の給与等に準じて適正に運用していきます。